

伊勢市駅前 C 地区第一種市街地再開発事業 アスベスト含有調査業務委託

特記仕様書(案)

【適用範囲】

本特記仕様書は、(仮称)伊勢市駅前C地区市街地再開発組合(以下、「本組合」という。なお、本組合は、伊勢市駅前C地区市街地再開発準備組合が組合認可されたその後の組合名の仮称である。)が実施する『伊勢市駅前 C 地区第一種市街地再開発事業 アスベスト含有調査業務委託(以下「本業務」という。)]について適用する。本業務は、本特記仕様書の他、契約約款、三重県業務委託共通仕様書(平成27年11月制定)一部改正(令和3年4月1日)、労働安全衛生法・大気汚染防止法ほか関連法令等に基づき実施しなければならない。

【業務目的】

本業務は、伊勢市駅前C地区第一種市街地再開発事業地区内の既存建築物解体工事を実施するにあたり、既存建築物のアスベストの含有の状況について調査を行うことを目的とする。

【業務内容】

1)計画準備

本業務に必要な情報収集を行ったうえで作業方針・工程等を検討し、三重県共通仕様書に基づき業務計画書を作成し提出すること。

2)資料および目視調査

既存資料および建物全体の目視確認により、アスベストを含有する建材等(含有する可能性がある建材等を含む)の使用の有無について調査すること。アスベストが使用されている場合及び使用されている可能性がある場合は、現状での飛散の可能性についても調査すること。

3)試料採取

上記2)の調査結果をうけて、試料採取箇所を発注者報告のもと決定すること。なお、発注時には、100検体の採取で設定するため、実施における増減については、変更契約の対象とする。

試料採取時は、建材等が飛散しないように養生を行い、試料採取後は飛散防止剤の塗布を行うこと。

4)アスベスト含有量試験

①定性分析

上記3)の採取試料についてアスベストの含有を確認するため、分析調査(JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2)を実施すること。

②定量分析

上記4)①にてアスベストの含有が認められた場合は、分析調査(JIS A 1481-3 又は JIS A 1481-4)を実施し、アスベスト含有率を確認すること。なお、発注時には、40検体で設定するため、実施における増減については、変更契約の対象とする。

5)報告書作成

調査結果について、以下の内容が分かる報告書を作成すること。

- ①業務計画書
- ②調査日・調査箇所・調査対象建材及びアスベスト含有の有無
- ③調査箇所が分かる図面及び写真
- ④アスベスト含有量調査を対象とした理由(根拠)
- ⑤試料分析結果
- ⑥打合せ議事録

6)打合せ

業務着手時、納品時について発注者・受注者での打合せを実施し、打合せ議事録を作成すること。
なお、必要に応じて中間打合せを実施すること。

【成果品】

業務報告書 紙成果(A4ファイル綴じ)1部、電子成果品(CD又はDVD)2部

【特記事項】

- ①受注者は、三重県共通仕様書に基づき、業務着手時に委託業務着手届、現場代理人等選任通知書(主任技術者及び現場代理人。兼務可。)、業務工程表を提出すること。
なお、主任技術者および現場代理人は、以下に示す保有資格者を配置すること。
 - 現場代理人(採取者)として、以下a、b、cのいずれかに該当する者を配置すること。
 - a.建築物石綿含有建材調査者講習修了者(一般財団法人日本環境衛生センター)
 - b.石綿作業主任者技能講習修了者(都道府県労働局長の登録を受けた登録教習機関)
 - c.アスベスト診断士(一般社団法人JATI協会)
 - 主任技術者(分析者)として、以下d、e、f、gのいずれかに該当する者を配置すること。
 - d.石綿分析技術評価事業(旧称:石綿分析に係るクロスチェック事業)により認定されたAランク又はAランク相当の認定分析技術者(公益社団法人日本作業環境測定協会)
 - e.アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者(一般社団法人日本環境測定分析協会)
 - f.建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者(一般社団法人日本環境測定分析協会)
 - g.アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター(一般社団法人日本環境測定分析協会)
- ②受注者は、本業務の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令等に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。なお、災害及び事故が発生した場合や建造物に損傷を与えた場合は、速やかにその内容を本組合事務局に報告すること。
- ③受注者は、本業務で知り得た情報を他に漏らさないこと。
- ④本業務で新たに作成するデータ等についての著作権は、全て本組合に帰属するものとする。
- ⑤本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、本組合事務局と受注者で協議のうえ決定する。
- ⑥業務完了後の本組合の検査に主任技術者又は現場代理人は立ち会うこと。